



日本共産党 大分県議団

県政報告

つつみ栄三

* 2017年第2回定例会（6月議会）
6月13日～28日 16日間

このたびの九州北部豪雨で被災された方々へ心よりお見舞申し上げます。復旧・復興にむけて全力で奮闘する所存です。

大分県議会第2回定例会が6月13日から28日までの16日間開会されました。今回は、1年に1回の一般質問がある議会で、「憲法9条問題」や「共謀罪法」「国保広域化問題」など、9項目にわたる質問を行いました。

第2回定例会一般質問



憲法第9条に対する認識について

質問(つつみ) まず知事に対して憲法9条への認識と安倍首相が公言している9条改憲について。首相の改憲発言は、「憲法99条の憲法尊重擁護義務に反するのではないか」とただしました。

答弁(広瀬知事) 「憲法の改正を主張することは、憲法擁護義務違反に触れない」。「一概に規定に触れるとは言えない」と答弁しました。知事の発言は、憲法が国家権力の暴走を抑えるという立憲主義の立場に立っていないことを示した答弁でした。

質問(つつみ) 続いて「日本の平和にとって憲法第9条は大きな役割を果たしてきたと考えるが、9条についてどう認識しているのか」とただしました。

答弁(広瀬知事) 「現行憲法のもとにかんがみ恒久平和という崇高な理念が最大限尊重され、擁護されていくべきもの」と答える一方「十分な議論を尽くし国民の理解を得たうえで結論を出していくべき」と答えました。



共謀罪法について

質問(つつみ) 共謀罪法が6月15日に参議院本会議で、委員会も開催せず強行採決したことに対し抗議した後、質問に入りました。「共謀罪法の最大の問題点は、何を考え、何を合意したかが処罰の対象となること。つまり心の中を処罰することにある」とその本質を指摘し、さらに「実際に起きた犯罪行為のみを罰するという日本の刑法の大原則を根本から覆すもの。思想や内心の自由を絶対に侵してはならないと定めている憲法19条に反する違憲立法である」ことなど、法案の危険な本質を明らかにしました。

また、「別府警察署による憲法違反のビデオカメラ隠し撮り事件が示しているように、法が成立する以前から、ビデオカメラを190台所有し、2011年度から6年間で延べ317台のリース契約をし、市民を不当に調査・監視している警察が、共謀罪法によって更に大きな捜査権限を手に入れば、国民監視社会への道が加速することは、余りにも明白ではないか」とただしました。

答弁(広瀬知事) 共謀罪法について「内心の自由を侵害するものではない」。共謀罪法は、「国民を不当に調査・監視するようなものではなく、国民の生命・財産を守るためのもの」と、法律の本質が見えていない答弁を繰り返しました。

質問(つつみ) 捜査をする警察本部長に対して「法律の成立を受けて、共謀罪による違憲の隠しビデオカメラなどの捜査手法が拡大されるという危惧や、現場では、犯罪捜査という名目で、恣意的に拡大していくことも危惧されるが、どう現場に対し歯止めをかけるのか」とただしました。

答弁(警察本部長) 「法と証拠に基づき、適正捜査に努めて」いくとし、「捜査目的でその対象者をビデオカメラで撮影することについては、最高裁判所の判例では、相当な方法により行われる限り、任意捜査として適応とされているところ」と、今後もカメラ設置を行うことを認める答弁しました。



大分県警による犯人隠ぺい工作等について

質問(つつみ) 「今年5月下旬に大分中央署員の速度超過を宇佐署員が書類を裁断処分して、隠ぺいしたという前代未聞の事件が起きたが、昨年第3回定例会では、大分県警による隠しカメラ事件や情報漏えい事件など不祥事が相次いだことを受け、議会として公安委員会及び警察本部に対し県民からの信頼回復に向けた対応と再発防止の徹底を求める決議が全会一致で議決されたばかりであり、今回の隠ぺい工



作についてどう考えているのか」と、公安委員長と警察本部長にいただきました。

答弁(公安委員長) 「県民の信頼回復に向けより一層の綱紀粛正を求め、県警察の管理を徹底していく」さらに、「県議会でも決議があげられたにもかかわらず、宇佐警察署において交通取り締まりにかかる不適正事案が発生したことは、県民に大変申し訳なく思っている」と答弁しました。



国民健康保険の広域化について

質問(つつみ) 2018年4月から国民健康保険の広域化が始まる問題で質問しました。国の指示でこれまで2回広域化した場合の試算をしていますが、その「試算結果を公表すること」と「国民健康保険料率等の統一化について」もいただきました。

答弁(福祉保健部長) 「県として、誤解や

混乱を避けるため公表は考えていない」と答弁。また保険料率の統一については、「これまで市町村ごとの保険料率であったことや、医療費適正化への取り組みが異なっていることなど、様々な課題があり、引き続き市町村と協議していく」と答弁しました。



定数削減ではなくて少人数学級の拡大を

質問(つつみ) 少人数学級について、教職員の病気休職者数などの数字を挙げながら、多忙化解消のためにも総定数を増やすことが必要なことと追及。そして、「今年度の小中学校の規模別学級数を見ても、小学校では、2,404学級のうち児童数36名以上の学級が240学級で10.0%、中学校では976学級のうち生徒数36名以上の学級が257学級で26.3%にのぼっており、都市化が進んでいる地域に多人数の学級が集中している」実

態を明らかにしました。「多人数学級の解消を図ることや、職員の多忙な状況を解消し、学習効果を上げるためにも少人数学級を拡充すべき」といただきました。

答弁(教育長) 「国に対し本年度も定数充実を要請した」「少人数指導を進めながら、効果的な指導を推進する」と答弁するにとどまり、県独自で少人数学級の拡大に取り組んでいく姿勢は見受けられませんでした。



保育所等の実態について監査指導を強めること

質問(つつみ) 「兵庫県の認定こども園が定員を超える園児を受け入れ、園児にわずかな食事しか与えなかったという事件」を訴えながら、「県内の保育所等でも、このような実態があるのではないか」「県内の実態も調査すべきではないか」と。さらに「別府市

議会でも保育園の不適切な事例があったと問題になったが、どう調査していくのか」といただきました。また、「保育士の給与について、平成28年度の人事院勧告分1.3%を含む5.2%と、恒久化となった処遇改善等加算3.0%を合わせた、合計8.2%の賃金アップ

分の月額約26,000円が、保育士の給与に反映されているのか」とたどしました。

答弁(福祉保健部長) 「監査指導は市町村も同行している。兵庫県で起きた様な事例は確認されていない」と答弁しました。また、別府市での不適切事案について、「不適切な

事例の通報があった場合、その内容は検討するが、無通告で入ることもある」と答弁しました。処遇については「国の調査によると、昨年度の大分県の女性保育士の給与月額は、19万8,800円で、平成27年度と比較すると4,800円の増加となる」と答弁しました。

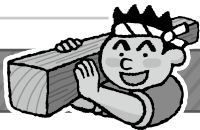


部落差別解消推進法について

質問(つつみ) 昨年12月16日に施行された「部落差別解消推進法」について「部落差別の解消推進のための理念法と言いながら、逆に新たな差別を固定化する大きな問題を含んだ法律」であることを指摘し、「参議院の附帯決議(①過去の民間運動団体の行き過ぎた言動等、部落差別の解消を阻害してきた要因を踏まえ、これに対する対策を講ずることも併せて総合的に施策を実施すること、②教育及び啓発に当たっては、新たな差別を生むことがないよう留意し、その内容、手法に配

慮すること、③部落差別の実態にかかわる調査をするときは、新たな差別を生むことのないよう留意し、その内容手法等に慎重に検討すること)が付されているが、現場等ではどう生かされ、周知されているのか」とたどしました。

答弁(生活環境部長) 「いまだに差別が解決にいたっていない」という認識を示し、「附帯決議については、事業実施に際し、これまで同様十分配慮する」と答弁するにとどまりました。

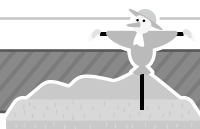


住宅リフォーム助成制度について

質問(つつみ) 住宅リフォーム助成制度が全国的にも拡大し、静岡県や山形県での取り組みを紹介しながら、「地域の雇用を維持している中小工務店などの仕事の増加につながり、地域循環型の景気対策にもなる。地域経済活性化のために助成制度を創設する必要があるのではないか」さらに「大分県産材を使用すれば補助率を高くするなどの工夫をすれば、県産材の需要拡大にも貢献するのではな

いか」と創設を求めました。

答弁(土木建築部長) 「少子高齢化社会への対応に重点を置いた住宅政策の視点から取り組んでいく」と、新たな一般的な住宅リフォーム助成制度の創設はしないことの答弁に終始しました。これまで経済波及効果など県としても認めており、創設についてこれからも議会で要求していきます。



豊後大野市朝地町の地滑り災害について

質問(つつみ) 5月16日豊後大野市朝地町綿田地区の民家敷地で見つかった地割れについて、「私も党の市議会議員などと一緒に現地に行き、住民の方とも意見交換をさせていただき、今回の地割れで農業をやめる人が出てくるのではないかなど、心配する声が聞かれているが県としての対応はどうか」とたどしました。

答弁(農林水産部長) 「農業共済から基準収穫量の35%が支払われる」「県として直接

的な財政支援はむづかしい」と答弁し、独自助成をする気持ちがないことを明らかにしました。

答弁(生活環境部長) 「避難者のニーズをしっかりと把握していく」と答えましたが「被災者住宅再建支援制度の一部損壊に対する助成策の拡大はしない」と、一部損壊に対する支援策はとらないことを明らかにしました。本来災害の時だからこそ被災者に寄り添った支援策が必要ではないかと痛感しました。





最終日 今回も教職員を削減する条例が可決

今回の条例改正で、市町村立学校県費負担教職員の定数が、51人削減され7,154人に、県立学校職員は支援学校の学級数が増えた影響で16人の増員となり、3,573人となります。

2013年度から2017年度までの間、小・中学校の教職員は定数で296人、実数では342人の減です。また県立学校では定数で142人、実数では159人の減となっています。

また、病気休職者数は、2007年から2016年度の10年間で小・中学校の教職員で延べ766人が病気休職し、同様に県立学校でも295人が休職し、内精神疾患は両方

で延べ737人となっています。また、13人がこの10年間で自殺しています。

つつみ栄三県議は「学校現場において、教職員はこのような大変厳しい状況下でも保護者や子どもの声に真摯に向き合い、様々な創意工夫でわかりやすい授業やいじめ対策などに取り組んでいる。このような教職員を応援するためにも、県教委に対して、定数削減ではなく、教育環境の整備や少人数学級の拡大、無理な統廃合の中止、及び正規教職員の増員を行うべきではないのか」と強く求め条例には反対しました。

教職員の定数を増やすの？減らすの？皆さんどう思われますか。

県民クラブは、今議会に「教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度の堅持を求める」意見書を提出し、共産党を含め、自民・県民クラブ・公明・自民（党籍なし）の賛成多数で採択されました。また、議案として「大分県立学校職員及び大分県市町村立学校県費負担教職員定数条例の一部改正

について」が提案され、共産党だけの反対で自民・県民クラブ・公明・自民（党籍なし）維新の会が賛成し改正されました。これは小・中・県立学校の教職員の定数が、計35名減る条例改正です（明細は本文にて）。今議会では「定数改善の意見書」と、その真逆である「定数削減条例」が提案されたことになります。「本来定数改善を求めるなら削減には反対すること」が筋の通った対応と考えますが、改善にも削減にも賛成するとはいったいどういうことでしょうか。

議案等の採択状況

議案

	日本共産党	自由民主党	県民クラブ	公明党	自由民主党（党籍なし）	おおいた維新の会	採択
※1 平成29年度大分県一般会計補正予算（第1号）	○	○	○	○	○	○	○
※2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部改正について	×	○	○	○	○	○	○
※3 大分県税特別措置条例の一部改正について	×	○	○	○	○	○	○
※4 大分県立学校職員及び大分県市町村立学校県費負担教職員定数条例の一部改正について	×	○	○	○	○	○	○

議員提出議案

	日本共産党	自由民主党	県民クラブ	公明党	自由民主党（党籍なし）	おおいた維新の会	採択
※5 組織犯罪処罰法等に関し基本的人権が侵害されない厳格な適用と国民への十分な説明を求める意見書	○	×	○	×	○	×	×
※6 ギャンブル等依存症対策の抜本的強化を求める意見書	×	○	○	○	○	○	○

- ※1 今補正予算には子育て支援策や児童福祉施設の防犯対策など必要な事業が含まれています。中でも養豚業などの農業振興のためには重要な予算も計上されていますが、地元自治会や大野川漁協からも公害対策等の陳情が提出されていることも考え、企業に対し公害対策強化や設備等の老朽化対策をきちんと行うことを求めて賛成しました。
- ※2 マイナンバー制度は、国民の税と社会保障の情報を国が掌握し、徴税強化や社会保障給付の抑制の手段に使うことが導入の狙いです。今回の条例改正は、法律の改正に伴うものだとしてもマイナンバーを前提とする改正には反対しました。
- ※3 今回の条例改正は、企業立地促進法に基づくものを1年間延長するものです。この企業立地促進法に基づく不動産取得税の減免額は、2013年度から2015年度までの3年間で1億7,137万円に上っています。県内の中小企業・業者は、厳しい経営でも県税などの税金は納めています。特定地域に進出する企業に不動産取得税などの免除を行うことは余りにも不公平な措置であるとして反対しました。
- ※4 少人数学級の拡大のためにも、また教職員の多忙化解消のためにも定数は削減するのではなく、拡大こそすべきであると求め反対しました。
- ※5 共謀罪法は廃案にすべきであり、捜査手法の拡大をさせない厳格な運用を求めているので賛成。
- ※6 ギャンブル解禁法を成立させようとえに、依存症対策を求めるのは本末転倒。法律は廃止し依存症対策を強化することが大切と反対。

2017年第2回

日本共産党 大分県議団・県政報告

大分市大手町3-1-1 県庁舎新館 3F

日本共産党大分県議団



県政に対するご意見・ご要望・ご提案、情報提供、県政報告をお読みになったご感想などをお寄せ下さい。

TEL/FAX.097-537-2344

E-MAIL jcp-oita@oct-net.ne.jp

ホームページ <http://www.jcp-oitakengidan.com>